

令和 7 年度つくば市森林バンク活用支援補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 森林を交流や活動等を行う場として機能させ、持続可能な森林の維持管理や森林資源の活用を促すため、市の定めるつくば市森林バンク制度実施要項に基づき、森林の所有者又は利用者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和 62 年 11 月 30 日規則第 15 号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 森林バンク制度 森林の貸出し等を希望する所有者からの申込みを受けて台帳に登録した当該森林に関する情報を森林の利用を希望する者に紹介することで、森林の活用を促す制度をいう。

(2) 森林バンク台帳 森林バンク制度において利活用可能な森林の情報を管理する台帳をいう。

(3) 森林 本市の区域内における森林法第二条で定める森林のうち森林バンク台帳に登録されている森林をいう。

(4) 所有者 森林に係る所有権その他の権利により当該森林の貸出し等を行うことができる者をいう。

(5) 利用者 森林バンク制度に基づいて、森林の所有者と使用貸借契約又は賃貸借契約を締結して、当該森林の維持管理や森林資源の活用等を行っている者をいう。

(6) 森林バンクサポーター 森林バンク制度に基づいて、刈払機取扱作業
者安全衛生講習等の特別教育の修了者で森林バンクサポーター台帳に登録
があり、所有者や利用者の依頼を受けて下草刈りを行なう者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、森林の所有者及び利用者とする。

2 森林の所有者との使用貸借契約又は賃貸借契約の期間が1年未満の森
林の利用者は補助対象外とする。

(補助対象活動)

第4条 補助金の交付対象となる活動は、森林バンク台帳に記載のある森林
の活用に係るもので、次の各号で掲げるいずれか活動区分を満たすものとす
る。

- (1) 森林の整備に関する活動
- (2) 森林資源の活用等に関する活動
- (3) 森林における教育に関する活動
- (4) 森林での研究に関する活動

2 前項の規定に関わらず、次の号で掲げる活動については、補助対象外と
する。

- (1) 営利法人が行う活動
- (2) 公序良俗に反する活動
- (3) 政治的又は宗教的な内容の活動
- (4) この要項に定める補助金以外の補助制度の適用を受けている活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める活動

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、第4条1項に規定する補助対象活動に要する経費
のうち、別表1に定める経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表1に掲げる補助対象経費に補助率10分の5を乗じた額で、1会計年度につき200千円を限度とする。また、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の額は、森林の所有者と利用者を併せて1会計年度につき200千円を限度とする。

3 補助金の額は、第4条1項に定める活動区分に複数該当する場合であっても、1会計年度につき200千円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年度つくば市森林バンク活用支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（1）事業計画書（様式第2号）

（2）収支予算書（様式第3号）

（3）委託料見積書、備品の金額の分かるもの、機材のレンタル費用の分かるもの、参加予定の研修・講習会の情報が分かるもの

（4）その他市長が必要と認める書類

2 別表1に掲げる「下草刈り」及び「枝打ち・枯損木伐採」の委託料については、補助金の交付申請は実施箇所（森林所在）につき、それぞれ1回限りとする。

（指示及び検査）

第8条 市長は、申請者に対し、補助金の交付に関し必要な指示を行い、又は書類等の検査を行うことができる。

（交付の決定）

第9条 市長は、提出された交付申請書を審査し、補助金交付の要件に適合すると認めた場合は、交付を決定し、令和7年度つくば市森林バンク活用支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(申請内容の変更)

第 10 条 申請者は、第 7 条に規定する交付申請書（様式第 1 号）及び添付書類の内容に変更が生じたとき、又は申請を中止しようとするときは、速やかに令和 7 年度つくば市森林バンク活用支援補助金変更等申請書（様式第 5 号）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。また、交付決定額に増減がある場合は、令和 7 年度つくば市森林バンク活用支援補助金収支変更予算書（様式第 6 号）を添付するものとする。

2 市長は、提出された申請書を審査し、承認する場合は、当該申請者に対し、令和 7 年度つくば市森林バンク活用支援補助金変更等承認通知書（様式第 7 号）により申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第 11 条 補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定日から起算して 14 日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第 12 条 交付決定者は、事業終了後、その成果を記した令和 7 年度つくば市森林バンク活用支援補助金実績報告書（様式第 8 号）に令和 7 年度つくば市森林バンク活用支援補助金収支決算書（様式第 9 号）を添えて、当該年度の 2 月末日までに市長に提出するものとする。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 市長は、実績報告を受けた場合においては、報告書等書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであ

るかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、交付決定者に令和7年度つくば市森林バンク活動支援補助金交付額確定通知書（様式第10号）により通知する。

（是正のための措置）

第14条 市長は、実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命じることができる。

（補助金の交付の請求）

第15条 補助金の交付は、実績報告の審査後とする。

2 交付決定者は、補助金等の交付を受けようとするときは、つくば市森林バンク活動支援補助金交付請求書（様式第11号）により市長に請求するものとする。

（補助金の交付）

第16条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、遅滞なく、交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第17条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の全部又はその一部を返還させることができる。

（書類の整備及び保管）

第18条 交付決定者は、補助金の交付を受けた経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、交付完了の日の属する年度の翌年から5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第19条 この要項に定めのない事項については、別に市長の定めるところによる。

附 則

この要項は、令和 7 年 5 月 12 日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

経費区分	摘要	補助対象経費	備考(以下の補助対象経費に 5/10 を乗じた額が補助金額となり、補助金額の上限額は 200,000 円)
消耗品費	現場 作業用 消耗品	刈払機・チェーンソーの刈刃、防護服、ヘルメット、ゴーグル類	消耗品費の補助対象経費の上限金額は 30,000 円とする。
燃料費	混合油	混合油	燃料費の補助対象経費の上限金額は 10,000 円とする。
備品 購入費	機材 購入費	刈払機、チェーンソーの購入費用	備品購入費の補助対象経費の上限金額は 50,000 円とする。刈払機及びチェーンソーを購入する場合は、刈払機取扱作業安全衛生講習やチェーンソー作業従事者特別教育講習等の修了証を事前に提出すること。
賃借料	機械 賃借料	刈払機、チェーンソー、粉碎機、薪割り機のレンタル	賃借料の補助対象経費の上限金額は 50,000 円とする。刈払機及びチェーンソーを使用する場合は、刈払機取扱作業安全衛生講習及びチェーンソー作業従事者特別教育講習等の修了証を事前に提出すること。
負担金	講習会 受講料	機材取り扱いに関する安全講習の研修費	刈払機取扱作業安全衛生講習の補助対象経費の上限金額は 10,000 円、チェーンソー作業従事者特別教育講習の補助対象経費の上限金額は 25,000 円とする。講習会場までの旅費等は補助対象外とする。
委託料	下草刈りの	森林バンクサポー	下草刈りの委託料については、別表 2 に定める標準経

	委託料	ター又は造園事業者、森林組合に委託した費用	費を基準に算出した額を補助対象経費の上限金額とする。事前に市の職員が現地確認を行い、別表2の標準経費区分を決定するものとする。
委託料	枝打ち・枯損木伐採の委託料	造園事業者、森林組合に委託した費用	枝打ち・枯損木伐採の委託料の補助対象経費の上限金額は100,000円とする。

別表2 下草刈り委託料の標準経費（10,000㎡当たりの歩掛）

標準経費区分 (刈った草等は現地集積)		占有植生の密度が疎 (植生被覆率が50%未満)	占有植生の密度が密 (植生被覆率が50%以上)
草地	草丈が 0.5m以下	173,209円	
	草丈が 0.5m越え	185,743円	
ササ地 ・カヤ ・笹類 ・竹類	草丈が 1m以下	163,368円	220,450円
	草丈が 1m越え	224,386円	236,195円

※ 占有植生は、作業地内において最も占有率の高い植生とする。

※ 植生被覆率は、植生が地表面を被覆している割合とする。